

萩山口信用金庫 阿武町創業チャレンジ応援助成金交付要綱

(目的)

第1条 本助成金は、阿武町と連携し、阿武町において新規性、独創性及び成長性を有する計画をもって、新たに事業活動を行う者に助成金を交付することにより、起業化及び新事業の創出を促進し、もって阿武町の産業の振興及び活性化、雇用の促進を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件のすべてを満たす者とする。ただし、「阿武町起業化支援補助金」以外の補助金等の対象となる場合、本助成金の助成対象者から除く。

- (1) 萩山口信用金庫の会員資格を有する者であること
- (2) 「阿武町起業化支援補助金」の交付決定を受けた者であること
- (3) 反社会的勢力でないこと、または反社会的勢力と密接な交友関係を有する者でないこと

(助成金額)

第3条 助成金の額は、一事業者に対し10万円とする。なお、年間の助成金総額は4先合計40万円とする。

(助成金の募集期間)

第4条 助成金の募集期間は「阿武町起業化支援補助金」の募集期間に準ずるものとする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、阿武町が指定する阿武町起業化支援補助金の募集期間内に、「萩山口信用金庫 阿武町創業チャレンジ応援助成金交付申請書（様式第1号）」に次に掲げる書類を添えて、「阿武町起業化支援補助金」の申請窓口、または萩山口信用金庫に提出しなければならない。

なお、助成対象者の申請手続き簡素化のため、「阿武町起業化支援補助金」申請時に提出された申請書類等を、萩山口信用金庫に提供することで、書類提出に替えることができるものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、萩山口信用金庫が必要と認める書類

(助成金の交付決定)

第6条 前条の規定により申請書の提出があった時は、「阿武町起業化支援補助金」の交付決定を受けた助成対象者に対して、請求手続き等を要すことから、「萩山口信用金庫 阿武町創業チャレンジ応援助成金交付決定通知書（様式第2号）」により通知するものとする。

不交付決定については、本助成金の採択は「阿武町起業化支援補助金」の採択結果に準じ、阿武町より「阿武町起業化支援補助金」の不交付決定通知がなされることから、本助成金の不交付通知は行わない。

なお、助成対象者については、個人、企業・団体等の名を公表する場合があるものとする。

(助成金の交付)

第7条 前条に定める交付決定の通知を受けた助成対象者は、「萩山口信用金庫 阿武町創業チャレンジ応援助成金交付請求書（様式第3号）」を萩山口信用金庫に提出するものとする。

2 萩山口信用金庫は、前項に定める請求書の提出を受け、これを適当と認めた場合、阿武町から「阿武町起業化支援補助金」の金額確定の通知を受けた後に、請求書で指定された萩山口信用金庫の助成対象者の預金口座に一括で振込むものとする。

(助成金の返還)

第8条 萩山口信用金庫は、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付の決定を取り消し、すでに交付した助成金の全部の返還を命ずることができる。ただし、代表者本人の死亡または事故、災害等の事由により萩山口信用金庫の承認を得た場合は、この限りではない。

(1) 助成金交付後、3年以内に事業を休止し、または廃止したとき。

(2) 助成金交付後、3年以内に事業所を阿武町外に移転したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、萩山口信用金庫が不適当と認めたとき。

(その他)

第9条

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、萩山口信用金庫が別に定める。

附則

本要綱は、令和元年6月24日より取扱開始とする。

令和元年6月24日制定